読売新聞　朝刊
（第3種郵便物認可）　2013年（平成25年）6月1日（土曜日）　言論

復興予算「がれき検討」だけで244億円

7都道府県10か所　会計検査院が検査

東日本大震災のがれき受け入れを検討しただけの7都道府県10か所のごみ処理施設整備に国の復興予算が使われた問題で、交付額は計244億円に上っていたことがわかった。このうち70億円以上は、通常なら自治体負担になるものを全額補てんした上乗せ交付だった。会計検査院は自治体の検査に着手、優遇措置の経緯に注目しており、6月中に環境省に検査に入る方針。

がれきを受け入れずに施設整備の全額補助を受けていたのは、交付額が86億円の堺市、51億3000万円のふじみ衛生組合（東京）など4市1町5団体。

通常、ごみ処理施設整備の事業費は、国の一般会計から交付金（対象によって補助率が3分の1か2分の1）が支出される。残り費用の90％に起債（借金）が認められ、元利償還金の半分に普通地方交付税も措置されるが、事業費の30％前後に自治体負担が生じる。

一方、環境省は、宮城、岩手県のがれきの広域処理が進まなかった昨年3月、復興予算を財源とした復興枠を新設。がれき受け入れを前提に、交付金の補助率は変えないものの、残りの事業費を被災地並みに震災復興特別地方交付税で全額手当てし、自治体負担をなくす優遇策を通知した。

例えば、堺市では約26億円（事業費の30％）の負担がゼロになったという。

批判を受け、環境省は今年に入り、財務省や総務省と是正策を協議したが、結局は、「返還を求めない」との立場をとっている。

環境省の山本昌宏・廃棄物対策課長は「受け入れ先を増やすために優遇措置を設けたが、対象を厳密に考えるべきだった。がれきを受け入れていない以上、通常の整備を超える分は是正した方がいいと検討したが、制度上の問題があり、できなかった」といっている。

がれきを受け入れずに復興予算を受けた自治体・団体

都道府県	事業主体	交付額（億円）
北海道	中・北空知廃棄物処理広域連合（滝川市など5市9町）	28.3
秋田県	鹿角広域行政組合（鹿角市、小坂町）	1.7
	潟上市	3.4
群馬県	玉村町	11.3
	甘楽西部環境衛生施設組合（下仁田町、南牧村）	3.8
埼玉県	川口市	36.4
東京都	ふじみ衛生組合（三鷹市、調布市）	51.3
	西秋川衛生組合（あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村）	18.9
京都府	綾部市	2.9
大阪府	堺市	86

ごみ処理施設整備の自治体負担の比較

（堺市の概算、億円）